

新	旧
不動産投資信託及び不動産投資法人に関する規則	不動産投資信託及び不動産投資法人に関する規則
第1条～第45条 (略) (短期投資法人債の発行に係る留意事項) 第46条 クローズド・エンド型の投資法人において投信法第139条の12の規定に基づき短期投資法人債を発行する場合は、当該投資法人の資産の状況等にかんがみ、当該短期投資法人債の発行価額及び償還価額等の発行条件を適切に設定するものとする。	第1条～第45条 (同 左) (短期投資法人債の発行に係る留意事項) 第46条 クローズド・エンド型の投資法人において投信法第139条の12の規定に基づき短期投資法人債を発行する場合は、当該投資法人の資産の状況等にかんがみ、当該短期投資法人債の発行価額及び償還価額等の発行条件を適切に設定するものとする。
<u>(新投資口予約権の発行に係る留意事項)</u> <u>第46条の2 クローズド・エンド型の投資法人において投信法第88条の4の規定に基づき新投資口予約権を発行する場合は、当該投資法人の資産の状況等にかんがみ、当該新投資口予約権の行使期限、行使に際して出資される金銭の額又はその算定方法等の発行条件を適切に設定するものとする。</u>	(新 設)
第47条～第48条 (略) <u>(オープン・エンド型の投資法人の新投資口予約権の発行に係る留意事項に関する準用)</u> <u>第48条の2 第46条の2の規定は、オープン・エンド型の投資法人について準用する。この場合において、同条中「クローズド・エンド型の投資法人」とあるのは「オープン・エンド型投資法人」と読み替えるものとする。</u>	第47条～第48条 (同 左) (新 設)
(以下略)	(同 左)
<u>附 則</u> <u>この改正は、平成26年12月1日から実施し、実施日前に営業期間を開始し実施日後に営業期間を終了する投資法人より適用する。</u>	